

第3章

監査報酬や株主総会はどうする？ 監査役のKAM対応の ポイント

大手門法律会計事務所
弁護士・公認会計士

樋口 達

奥・片山・佐藤法律事務所
弁護士

山内 宏光

を果たすことが期待されている。
監査役としては、KAMが画一的な記載ではなく、自社の実情に即した記載となるよう、積極的かつ柔軟な対応が求められることをまず強調しておきたい。

監査スケジュール ごとの監査役の対応

(1) KAMの決定プロセスと記載事項

① KAMの決定プロセス
まず、KAMの決定にあたり、どのようなプロセスを経ることになるであろうか。

監査人は、監査計画の策定段階から監査の過程を通じて、監査上の論点について、監査役と協議を行うなど連携を図りながら監査を行うことが求められている。KAMは、このように監査役と協議を行った事項のなかから絞り込みがなされる。
すなわち、まず監査人は、「監査の過程で監査役等と協議した事項」のなかから、次のような事項について考慮したうえで、「監査上特に注意を払った事項」を決定する。

M」という)を記載することが義務づけられることになった。

早期適用をする会社は、まさに現在進行形で対応している状況であるが、通常の適用をする会社にとっても、「次年度からの問題」ではない。次年度以降においてスムーズに導入することができるよう、現段階からトライアル(テスト運用)等の対応を行うことが望ましい。

そこで、本章は、KAMの導入に際して、特に監査役として留意すべき事項を中心に解説することとした。なお、現在公表されている各種資料を参照しているが、意見にわたる部分は、筆者らの私見であることであらかじめお断りしておきたい。

KAM導入に伴う監査役の対応における 一般的留意点

KAMは、最終的には、金融商品取引法上の監査人の監査報告書に記載されることとなるから、形式的には監査人が対応するものである。

しかし、KAMは、後述のとおり、監査人が監査役と協議した事項のなかから選定される。また、監査の信頼性を確保するための取組みの1つとして、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることを目的としている。三様監査の一翼を担う監査役は、監査の信頼性を確保し、開示の適正や有用性を確保するため、KAMの選定にあたって、重要な役割

【この章のエッセンス】

● KAMは、監査人と監査役との協議やコミュニケーションを通じて決定される。

● KAMが画一的な記載ではなく、自社の実情に即した記載となるよう、監査役には、積極的かつ柔軟な対応が求められる。

● 監査役には、執行サイドとの橋渡しとしての役割も期待されている。

はじめに

監査基準が改訂され、金融商品取引法上の監査人の監査報告書に、監査上の主要な検討事項(英語表記で「Key Audit Matters」)以下、「KAM